

指定給水装置工事事業者 各種変更手続きチェックシート

◎指定事項の変更や主任技術者の異動、事業の廃止・休止・再開等があった場合は、必要書類を提出してください。

届出内容		提出様式	定款の写し	登記事項証明書	住民票	誓約書	事業所写真	備考		
指定事項の変更	氏名または名称	法人	○	○				<ul style="list-style-type: none"> ・登記簿事項証明書、住民票は発行日から3か月以内のものをご提出ください。(原本) ・定款は直近のものをご提出ください。(原本証明が必要) ・変更があった日から30日以内にご提出ください。 		
		個人			○					
	住所	法人	○	○			○			
		個人			○		○			
	代表者	法人	○	○		○				
	役員	法人		○		○				
事業所の名称または所在地	法人	指定給水装置工事事業者 指定事項変更届出書 (様式第10号)						<ul style="list-style-type: none"> ・支店の移転等、本店の変更登記や住所登録の変更を伴わないものが対象です。 ・変更があった日から30日以内にご提出ください。 		
	個人									
主任技術者の選任・解任	法人		給水装置工事主任技術者 選任・解任届出書 (様式第3号)							<ul style="list-style-type: none"> ・免状または技術者証の写しを添付してください。(選任のみ) ・当該事由が発生した日から14日以内にご提出ください。
	個人									
事業の廃止・休止・再開	法人		給水装置工事事業者(廃止・休止・再開)届出書 (様式第11号)							<ul style="list-style-type: none"> ・廃止の場合は「指定給水装置工事事業者証」を返納してください。 ・再開の場合は当該再開の日から10日以内にご提出ください。 ・廃止、休止の場合は当該廃止または休止の日から30日以内にご提出ください。
	個人									